合併処理浄化槽設置の補助制度について

町では、河川の水質汚濁の防止と生活環境の向上を図るため、台所や風呂などからの生活排水と、し尿を併せて処理する『合併処理浄化槽』の設置に要する費用の一部を補助しています。

補助金の限度額は次のとおりです。

● 補助金の限度額（令和５年度）

人槽区分	５人槽	７人槽	10人槽（２世帯住宅）
限度額	390,000円	474,000円	660,000円

● **令和５年度の受付予定期間：令和５年4月17日～令和５年10月末まで**

※ 実績報告書の提出期限は令和６年２月末日です。期限までに提出されない場合は、補助金の交付を取り消す場合があります。

※ 今年度予算内で締切となりますので、合併処理浄化槽の設置を予定されている方は、早めの問い合わせと申し込みをお願いします。

● 補助を受けることのできる方

公共下水道の事業認可区域以外で、町内に専用住宅などで合併浄化槽の設置を行う方

● 補助を受けることのできない場合

(1) 補助申請の前に浄化槽を設置または工事に着手したとき

(2) 建築確認または浄化槽法に基づく設置届出の審査を受けていない浄化槽を設置したとき

(3) 補助申請した年度内に浄化槽の設置が完了できないとき

(4) 専用住宅等を借りている方で浄化槽の設置について家主の承諾が得られないとき

(5) 販売の目的で、浄化槽付き専用住宅などを建築するとき

担当　軽米町役場　地域整備課　上下水道担当